

別紙第5

避難段階の計画

要旨	市は、避難の指示を住民に確実に伝達するとともに、県が決定した避難の経路・手段・方法等に基づき避難実施要領を定め、避難の指示を住民に伝達し、避難住民の誘導を行います。
----	--

関連する計画

市	境港市地域防災計画、避難実施要領、避難実施計画
県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、避難行動要支援者の避難に係る計画、交通規制計画、搬送計画、県立病院避難計画、医療等提供計画、衛生提供計画、避難所運営マニュアル
指定地方公共機関	国民保護業務計画

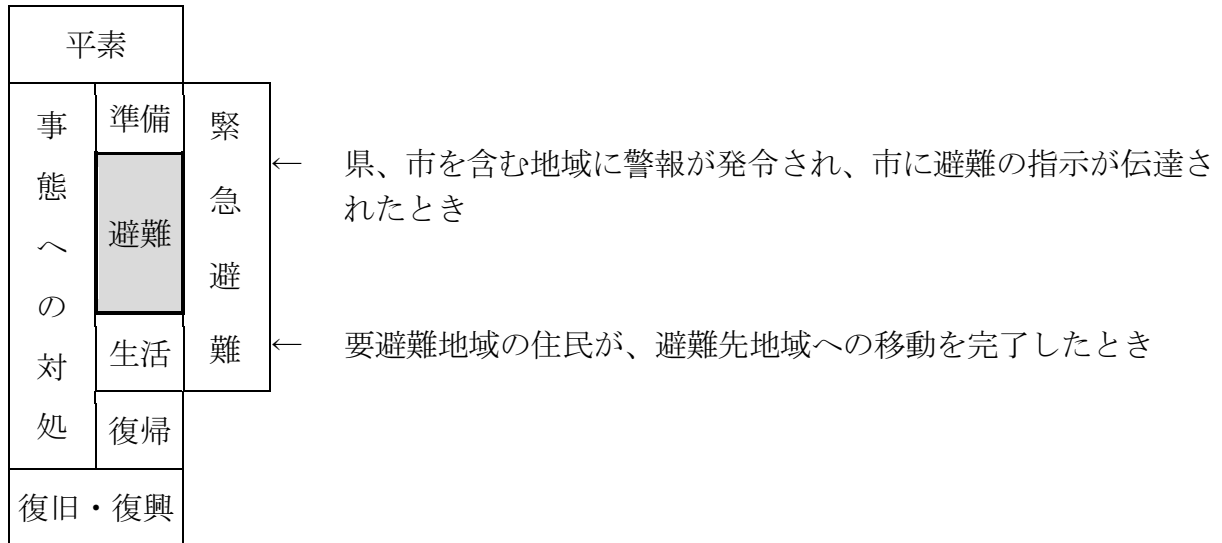
避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
警報等の伝達 避難住民の誘導の支援 ・ 避難住民は多数で、避難も長距離、長時間 ・ 避難住民の誘導中の食品の給与等が必要	警報等の伝達 避難住民の誘導の支援 ・ 避難住民は多数で、避難も中距離、中時間 ・ 避難住民の誘導中の食品の給与等が必要	警報等の伝達 避難住民の誘導の支援 ・ 避難住民は少数で、避難も短距離、短時間 ・ 避難住民の誘導中の食品の給与等は不要

1 状況

(1) 期間

ア 対象期間



イ この期間に予想される状況と留意点

避難住民の避難先地域への移動が主体となり、危険性、緊急性ともに非常に高い段階で、的確かつ迅速に避難を完了することが最重要です。

避難住民の救援の準備、社会的混乱の防止、武力攻撃災害に伴う被害の最小化が必要です。

(2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

2 構想

(1) 活動方針

市は、避難の指示を受けた場合、速やかに住民に伝達するとともに、迅速かつ的確に住民の避難誘導を行います。その際、関係機関・団体等との連携を重視するとともに、避難行動要支援者の安全かつ迅速な避難に配慮します。

(2) 実施要領

ア 情報の的確かつ迅速な収集及び伝達

警報、避難の指示等について、的確かつ迅速な収集及び伝達を行うとともに、避難住民の誘導に必要な情報の収集及び住民、関係機関・団体への提供を実施します。

イ 実施体制

市（市民生活部、建設部）は、避難住民の誘導体制をとるとともに、対策本部は総合調整を実施します。

ウ 避難実施要領の策定及び通知

(ア) 市（事務局）は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、境港警察署等関係機関の意見を聞いた上で、別途作成する避難実施要領のパターンに基づき、避難実施要領を策定します。

(イ) 避難実施要領を定めたときは、できる限り速やかに住民、関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、知事（危機管理局）、消防団長、境港警察署長、境海上保安部長、自衛隊鳥取地方協力本部長、運送事業者である指

定（地方）公共機関等に通知します。

エ 避難住民の誘導の実施

(ア) 避難住民の誘導

市（市民生活部、建設部）は、消防団、自主防災組織等の協力の下、県、関係機関・団体と連携して避難住民の誘導を実施し、速やかに避難を完了します。避難住民の誘導は、できる限り自治会等又は事業所等を単位として実施します。

(イ) 誘導中の食品、飲料水、医療の提供

市（産業部、福祉保健部）は、避難経路において食品、飲料水、医療を提供するとともに、必要に応じ県又は避難経路に当たる市町村へ救援の応援要請を行います。

(ウ) 避難先地域における住民との連絡

市（総務部）は、県の協力を得て、避難先地域の住民との連絡体制を整備します。

オ 避難完了の確認

市（市民生活部）は、消防団、自主防災組織、自治会、施設管理者等の協力を得て、避難住民の誘導時に避難住民を把握するとともに、要避難地域に指定された区域内の家屋及び指定避難所等の避難状況を確認の上、避難が完了している場合は確認した家屋・施設等に、以下に記載する「避難完了確認票」を玄関等に貼付します。また、関係機関と連携し、避難中及び避難後の市内の無人化に伴う警戒措置、安全管理を実施します。

避難完了確認票	
本施設に避難していた住民は、全員広域避難施設に移動しました。	
避難確認日時	年 月 日 時 分
確認者氏名	
問合せ先	境港市役所

カ 県等の行う救援準備への協力

市（事務局）は、避難先市町村に先遣隊を派遣して連絡調整を行い、速やかに避難住民の受入体制を準備する等、県又は避難先市町村の受援準備に協力します。

キ 武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処

避難住民の誘導の間において武力攻撃災害の予防、対処準備を継続するとともに、発生の際は直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。応急復旧に当たっては、特に避難経路の確保、生活基盤の確保に注意します。

ク 住民生活の安定確保

住民生活の混乱が発生、拡大しないよう、正確な情報の提供、生活基盤の確保等必要な予防、対処を行うとともにパニックを防止します。また、生活関連物資等の価格安定その他必要な措置については、県に要請するとともに、住民への周知を図ります。

3 各機関の役割

(1) 市

記載されていない業務が発生した場合は、本文の各機関の役割に準じて実施します。また、担当部局が不明な場合は、各部局で調整し業務実施に最適な部局を決定します。

各部局等		事務又は業務
共通		その他市長の命ずる事項、または対策本部長の求める事項
事務局	自治防災課 ・計画運用班 ・情報班 ・広報班 ・活動支援班 ・総務班	1 警報の伝達、避難の指示の伝達 2 避難実施要領の策定、通知、伝達 3 国民保護措置の総合調整 4 対策本部の運営 5 特殊標章等の交付 6 被災情報の収集及び通信連絡の総括 7 国民保護にかかわる関係機関との連絡調整
総務部	総務課 秘書課 財政課 地域振興課 出納室 議会事務局 監査事務局 選管事務局	1 庁舎、市有財産の管理、運用、調査等 2 市役所仮庁舎・現地対策本部の設置・移転等 3 職員の服務、給与、補償等 4 職員の動員・派遣要請・受入等 5 国民保護措置関係予算その他財政に関する事項 6 人権の擁護に関する事項 7 国民保護に係る広報・広聴、報道機関との連絡 8 鳥取県情報ハイウェイに関する事項 9 市議会に関する事項
市民生活部	市民課 環境衛生課 税務課 収税課	1 安否情報の収集・提供、安否情報システムへの入力等 2 戸籍・住民登録及び火葬等の許可、遺体の回収、埋葬等 4 廃棄物の処理 5 住民の緊急避難・避難誘導（境、上道、余子地区） 6 救援物資の集配の総合調整 7 トイレ、入浴施設の確保
福祉保健部	福祉課 長寿社会課 健康推進課 子育て支援課	1 要配慮者の緊急避難、安否確認、安全確保及び支援 2 避難所・集合施設等の運営 3 医療、医薬品等に関する事項 4 避難住民の健康維持、保健衛生、感染症予防 5 食品衛生、食中毒防止 6 赤十字標章等の緊急使用許可申請 7 ボランティア等の支援に関する総合調整 8 他部局に属しない生活支援及び保護

産業部	観光振興課 農政課 水産商工課 農委事務局	1 物資運送の計画、手配、運営 2 避難住民への生活必需品の給与 3 商工農水産団体との連絡調整 3 観光客に対する安否確認、広報、観光施設等との連絡調整 4 外国人に対する広報、避難、救援、被災情報の収集等 5 外国人の安全確保及び支援等 6 飲食物の確保及び避難住民への提供
建設部	管理課 都市整備課 建築営繕課 下水道課	1 道路状況の把握、確保 2 空港、港湾施設の把握、確保 3 武力攻撃災害の応急対処（避難道路等） 4 危険箇所、支障となる工作物の除去等 5 土木資機材等の手配 6 住民の緊急避難・避難誘導（外江、渡、誠道、中浜地区） 7 応急仮設住宅の手配
教委事務局	教育総務課 生涯学習課	1 文教施設の保全 2 避難所の確保、開設、運営に対する協力 3 文化財の保護
消防団		1 避難住民の誘導 2 避難行動要支援者の避難の補助 3 不在者確認 4 交通規制・整理誘導 5 被災者の搜索、救出 6 消火及び武力攻撃災害の防除、軽減

(2) 県

機関名	事務又は業務
県	1 県対策本部の設置 2 警報の通知、避難の指示 3 県内の国民保護措置の総合調整 4 県内の避難の総括 5 県外避難時の調整 6 武力攻撃災害対処の総括 7 救援の準備

(3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機関名	事務又は業務
共通	本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務

(4) 自衛隊

機関名	事務又は業務
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	国民保護措置の準備、実施 1 避難住民の誘導に関する措置 2 避難住民等の救援に関する措置 3 武力攻撃災害への対処に関する措置 4 応急の復旧に関する措置

(5) 指定公共機関

機関名	事務又は業務
共通	本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務」に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務
放送事業者	警報、避難の指示、緊急通報の放送

(6) 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
共通	指定公共機関に準じます。
放送事業者	警報、避難の指示、緊急通報の放送

4 活動要領

(1) 情報

ア 警報及び避難の指示等

市長は、警報、避難の指示を的確かつ迅速に住民、関係機関・団体へ伝達します。また、避難住民の誘導に必要な情報を適切に収集し提供します。

(ア) 警報

市長（事務局、各部局）は、知事（危機管理局）から警報の通知を受信、確認した場合、直ちに、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、順位）に従い、住民及び公私の団体（自治会など）へ伝達します。また、県漁業協同組合、境港市観光協会等と協力して、漁業従事者、観光客等への迅速かつ確実な伝達に努めます。併せて、他の執行機関その他の関係機関（公私の団体以外の法人で活動範

困が市町村の区域内に限られる機関）に通知します。

警報	1 武力攻撃事態の予測及び現状 2 武力攻撃事態が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 3 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
----	---

※市長の警報伝達の基準 1 要領 ア 市が「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれる場合 原則として同報系防災行政無線で、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知します。 イ 市が「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれない場合 原則としてサイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等により周知を図ります。	
2 伝達手段 ア サイレン、防災行政無線、防災行政無線情報メール、災害対応型自動販売機、ホームページ、広報車や、消防団や自主防災組織による伝達等、最も迅速、確実かつ効果的な方法により、住民へ避難の指示を伝達します。 イ あらかじめ地区ごとの伝達体制、伝達方法を避難実施計画で定めます。 ウ 必要に応じ境港警察署に協力を要請し、迅速かつ的確に住民等へ避難の指示を伝達します。	
3 留意事項 ア 市（総務部、福祉保健部）は、県（観光交流局、福祉保健部）と連携し、要配慮者への伝達に特に配慮します。 イ 市（総務部）は警察と協力して、警報の内容を的確かつ迅速に住民へ伝達します。	

(イ) 避難措置の指示の通知

市長（事務局）は、知事（危機管理局）から避難措置の指示を受信したときは、警報に準じて伝達、通知します。避難措置の指示の内容は以下のとおり。

避難措置の指示	1 要避難地域（住民の避難が必要な地域） 2 避難先地域（住民の避難先となる地域） 3 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
---------	---

(ウ) 避難の指示の伝達

市長（事務局）は、知事（危機管理局）から避難の指示の通知を受信、確認したときは、警報に準じて伝達、通知します。避難の指示の内容は以下のとおり。

避難の指示	1 近接避難地域（※）を含めた要避難地域 2 受入地域（具体的な避難先市町村及び受入避難住民数） 3 具体的な避難の経路（「道路の利用指針」が定められている場合は、これに基づく） 4 避難のための交通手段（ただし、自家用車等を交通手段とするときは警察の意見を聞くものとします。） 5 具体的な避難の段取り（いつ、どのように住民を避難させるか） ※ 要避難地域の拡大設定 知事は、地理的特性等に鑑み必要と判断した場合、要避難地域に近接する地域の住民へも避難を指示することとされています。
-------	--

※【避難の指示の内容（一例）】

避難の指示（一例）	
	鳥 取 県 知 事 ○月○日○時現在
○ 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。 要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。 ○ 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。 (1) A市A A地区の住民は、B市町村B B地区を避難先として、○日○時目途に住人の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。 ・ 運送手段及び避難経路 - 国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定） ○○駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定） ※○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止） ※ 細部については、A市の避難実施要領による。 ※ A市職員の誘導に従って避難する。 (2) A市B B地区の住民は、B市町村C C地区を避難先として、○日○時目途に住人の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。 ・ 運送手段及び避難経路 - 徒歩により、緊急にD D地区に移動の後、追って指示を待つ。 ・・・以下略・・・ （注）避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。 ※ 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。	

(エ) 避難実施要領の伝達

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、警察署等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき、避難実施要領を策定します。

市長は、避難実施要領を定めた場合、市国民保護計画に定めるところにより警報に準じて伝達するほか、市の他の執行機関、知事（危機管理局）、消防団長、警察署長、境海上保安部長、自衛隊鳥取地方協力本部長、運送事業者である指定（地方）公共機関等に通知します。

知事（危機管理局）は、市長から避難実施要領の通知を受信、確認した場合、警報の通知に準じて、関係機関等に伝達するものとなっています。

避難実施 要領の項 目例	1 避難先市町村、避難所 2 避難方法 直通運送、中継運送、折り返し運送等 3 避難経路 集合施設から避難先までの間 4 避難の交通手段 各地域から集合施設まで、集合施設から避難先までの間 5 集合施設への集合要領 地域ごとの集合施設、集合時間、集合施設までの経路・手段等 6 高齢者、障がい者、乳幼児等の避難方法 7 避難住民の誘導に従事する職員、消防団員等の配置、誘導方法 8 避難住民の確認方法 9 避難先へ派遣する先遣隊の編成、活動要領 10 避難先までの食品、飲料水、医療の確保、提供 11 避難における諸注意事項 12 県への応援要請内容、県の支援内容 13 住民の避難に関して、関係機関が講ずべき措置の概要 ※ 1～4は、県が指示又は調整
--------------------	---

※【避難実施要領の内容（一例）】

避難実施要領（一例）	
	鳥取県境港市長 ○月○日○時現在
1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法	境港市における住民の避難は、次の方法で行うものとする。
(1) 境港市のA 1 地区の住民は、B 市町村のB 1 地区にあるB 市町村立B 1 中学校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。	
【避難経路及び避難手段】	
○ 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）	
バスの場合：境港市A 1 地区の住民は、境港市立A 1 小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。	
集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号を利用して、B 市町村立B 1 中学校体育館に避難する。	
鉄道の場合：境港市A 1 地区の住民は、西日本旅客鉄道境線A A 駅前広場に集合する。その際、○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動し、A A 駅までの経路としては、できるだけ国道○○号又はA A 通りを使用すること。	
集合後は、○日○時○分発B 市町村B 1 駅行きの列車で避難する。B 市町村	

B 1 駅到着後は、B 市町村職員及び境港市職員の誘導に従って、主に徒歩で B 市町村立 B 1 中学校体育館に避難する。

船舶の場合：境港市 A 1 地区の住民は、境港市 A 港に〇日〇時〇分を目途に集合する。

その際、〇日〇時〇分を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、〇日〇時〇分発 B 市町村 B 1 港行きの、〇〇汽船が所有するフェリー〇〇号に乗船する。

・・・以下略・・・

- (2) 境港市の A 2 地区の住民は、B 市町村の B 2 地区にある B 市町村立 B 2 小学校を避難先として、〇日〇時〇分を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員、消防団員の割り振りを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水、食料等支援要員等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかけ、避難完了確認票を貼付する。）

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する避難誘導

誘導に当たっては高齢者、障害者、乳幼児、傷病者等を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも福祉関係者との連携の下、市職員、消防団等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品のみとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

境港市対策本部

電 話 0 8 5 9 - × × - × × × ×

ファクシミリ 0 8 5 9 - × × - × × × ×

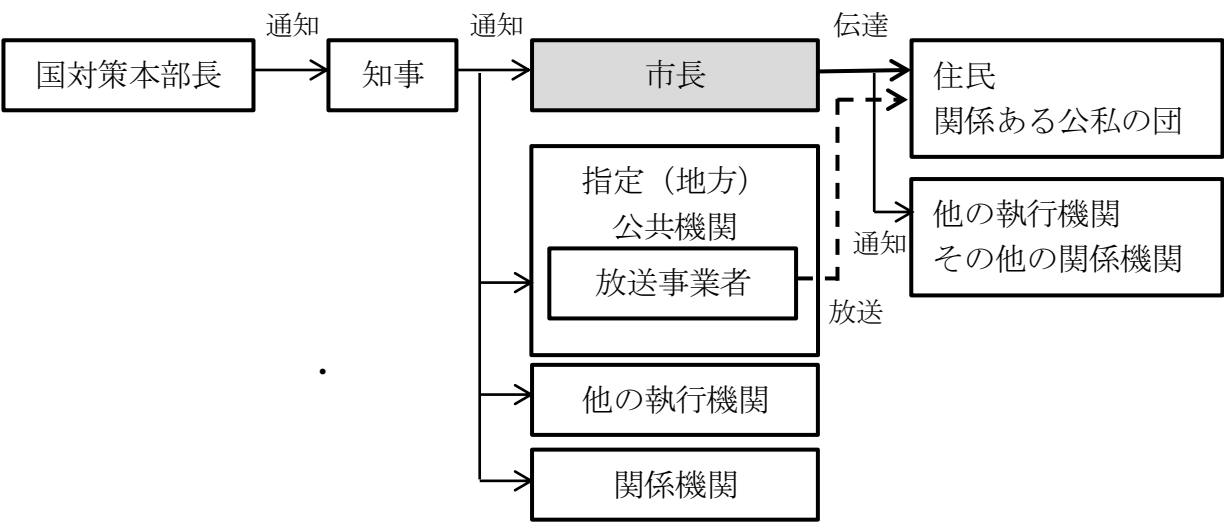
・・・以下略・・・

(オ) 警報、避難の指示、避難実施要領の通知、伝達先
市は、警報等を受領した場合、下表により逐次伝達します。

警報等の通知、伝達の流れ		
災害対策本部（事務局）	総務部	自治会
		自主防災組織
	市民生活部	大規模集客施設
	福祉保健部	福祉施設
		病院
	産業部	J A 境港
		境港漁協
		境港管理組合
		商工会議所
	建設部	建設業協議会
	教委事務局	小学校
		中学校
		保育園等
		公民館
	住民	
	境港警察署	
	境港消防署	
	境海上保安部	

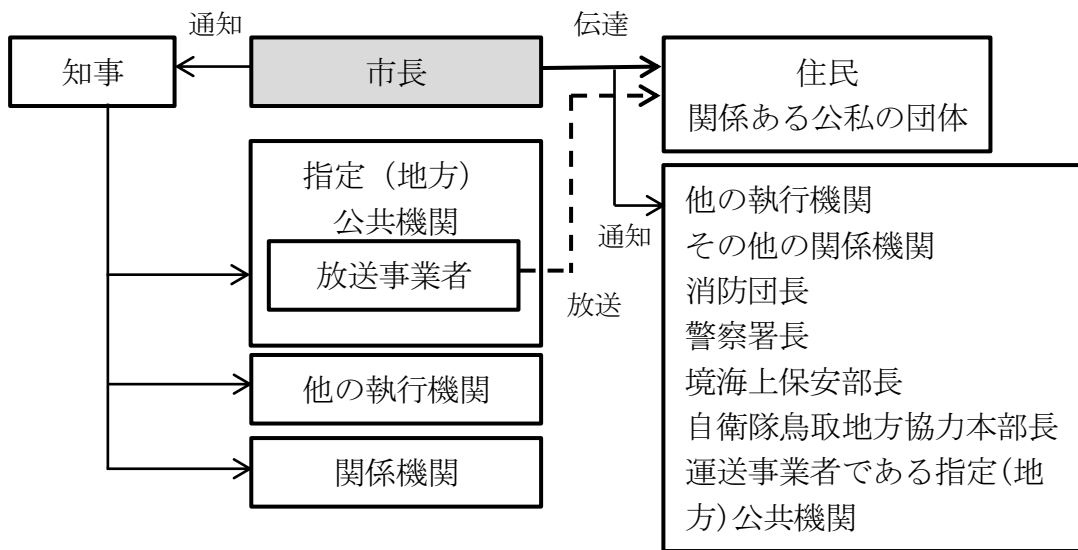
- ※ 1 住民に対しては、防災行政無線等あらゆる手段を活用して伝達します。
2 その他伝達する必要がある場合は、各部長等の判断により実施します。

【警報・避難の指示の通知・伝達系統図】



※ 警報の解除、避難の指示の解除の通知・伝達も同様です。

【避難実施要領の通知・伝達系統図】



(カ) 緊急対処事態における警報の伝達

緊急対処事態における警報の通知及び伝達は、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて行います。

イ 情報収集、分析、提供

(ア) 情報収集

市長（事務局、各部局）は、県、関係機関・団体などから、避難実施要領の作成、避難住民の誘導等に必要な情報を収集し、事務局へ集約します。また、消防団、自治会などを通じて市内の状況を把握するとともに、県、関係機関・団体の活動状況等についての的確に把握します。

情報収集項目、情報収集体制については、別紙第1「情報計画」参照

情報項目	情 報 内 容
要避難地域の情報	1 武力攻撃（予測）事態の状況 2 被災状況、要避難人数、気象 等
避難・誘導に関する情報	1 避難の経路、交通手段、避難方法 2 要避難人数、高齢者、障害者、乳幼児等の状況 3 運送事業者の状況、道路・港湾・空港の状況 4 交通規制状況 5 避難の間の食料、飲料水、医療、資機材確保状況 6 消防、警察、海上保安部、自衛隊の部隊の体制、活動状況 等
避難先地域の情報	1 収容施設、収容可能人数（要援護者を含む） 2 避難先市町村の体制

(イ) 情報分析

市（事務局、各部局）は、収集した情報を分析、整理し、活動状況等の問題点及び周辺状況の推移、予測等に注意します。武力攻撃災害が発生した場合、対策

本部の対応の初期に要救助者の発生地区とその概数を把握し、被災地区への救援部隊の投入について関係機関と調整します。

(ウ) 情報提供

市（事務局、各部局）は、住民の安全確保及び避難に必要な情報について、的確かつ迅速に住民へ提供（※）します。また、関係機関・団体等の活動に必要な情報について、適時適切に提供します。

※ 情報提供項目

・武力攻撃（予測）事態の状況 ・県、市、関係機関・団体等の活動状況 ・避難経路等の状況 ・住民の避難、救援状況 ・安否情報 ・被災情報 等

ウ 武力攻撃災害兆候の通報

(ア) 武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受理した警察官、海上保安官、消防吏員は、速やかにその旨を市（事務局）に通報し、市に通報することができないときは、速やかに県（危機管理局）に通報することとされています。

(イ) 市長（事務局）は、警察官、海上保安官、消防吏員から、武力攻撃災害の兆候発見の通報・通知を受け、対処の必要を認めたときは、速やかに知事（危機管理局）に通知します。

(ウ) 市長（事務局）は、必要と認めた場合、その旨を関係機関・団体へ通知します。

エ 安否情報

市長（市民生活部、福祉保健部）は、避難住民の誘導を開始したときは、自治会、自主防災組織等による情報、確認などの協力を得て、集合場所、乗車時などにおいて安否情報を収集し、安否情報の集約及び提供を開始します。

オ 被災情報

(ア) 市（事務局）は、市内で武力攻撃災害が発生したときは、発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を、消防団、自治会その他関係機関・団体と協力して収集し、速やかに県（危機管理局）、境港警察署、西部消防局に通知し情報を共有するとともに、住民等に必要な情報を提供します。

(イ) 市（事務局）は、安全確保に必要な情報について、的確かつ迅速に住民等へ提供するとともに、関係機関・団体の活動に必要な情報については直ちに通知します。

カ 通信

市（事務局）は、防災行政無線等の情報通信手段を活用するとともに、武力攻撃事態等により通信施設等に支障が生じた場合は、安全確保に配慮しつつ、県、電気通信事業者等と連携して応急復旧を行います。

(2) 実施体制

ア 市の国民保護体制

市は、県から避難の指示を受けたときは、直ちに避難住民の誘導体制へ移行します。

(イ) 職員の参集及び配置

市は、直ちに職員、消防団員を参集します。また、通常の業務は原則として停止し、避難誘導の担当部局等は速やかに住民の誘導を行うとともに、避難を要する地区の公民館などに必要な職員、消防団員を配置します。

(イ) 避難住民の誘導

- a 市（事務局、各部局）は、避難実施要領に従い、市内における避難住民の誘導、集合施設での避難住民確認の体制を取ります。
- b 誘導、確認などが終了した地区を担当する職員などについては、必要に応じ他の地区等へ増援し、又は避難住民に随行します。また、必要に応じ、境港警察署長、境海上保安部長等又は国民保護措置を命じられた自衛隊の部隊の長に対し、警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を要請します。

(ウ) 武力攻撃災害への対処

避難住民の誘導中に発生し又は発生するおそれがある武力攻撃災害に対処するため、西部消防局、境港警察署、境海上保安部、自衛隊等との連携を強化します。

(エ) 市の移転及び体制・機能の維持

- a 住民の避難の完了確認後、無人化に伴う警戒措置、市管理に係る施設等の安全管理に必要な最小限度の職員及び境港警察署、境港消防署及び自衛隊との連絡要員を除き、市長以下職員等及び戸籍等重要書類・データも合わせて避難し、市及び対策本部の体制、機能を維持します。その際、残留した職員は相互に連携、情報共有し、派遣先の関係機関等が避難する場合若しくは危険が切迫していると判断した場合は、安全を最優先として速やかに全員避難します。
- b 武力攻撃災害の発生により、市の事務の全部又は大部分を行うことができなくなった場合は、知事が市の実施すべき国民保護措置の事務を代行することとされています。

イ 対策本部

対策本部長は、直ちに本部会議を開催し、避難実施要領その他避難住民の誘導に必要な事項を決定します。本部会議には、必要に応じて関係機関の連絡要員の派遣を求めます。

(ア) 計画・運用班

避難住民の誘導について企画調整します。

(イ) 情報班

避難住民の誘導に要する情報について収集、分析します。

(ウ) 広報班

避難住民等に対する広報、広聴について企画調整します。

(エ) 総務班

避難住民の誘導に要する物資、運送の確保、配分について企画調整します。また、対策本部の活動に必要な支援を行います。

(オ) 活動支援班

避難住民の避難誘導に要する物資、運送の確保について企画調整します。

(カ) 現地対策本部

必要に応じ避難先地域等に現地対策本部を設置します。

(キ) 現地調整所

関係機関との活動を調整するため、必要に応じ現地調整所を開設し、または、関係機関の設置した現地調整所へ職員、消防団員を派遣します。

ウ 関係機関の国民保護体制

市長（事務局）は、避難の指示を受けた場合、住民の避難措置、武力攻撃災害へ

の対処等を的確に実施するため、必要に応じ現地調整所の設置など関係機関・団体との連絡調整の強化、情報の共有化を図ります。また、避難住民の誘導、交通規制、避難に要する車両、物資、資機材の確保、安否・被災情報の収集・提供、被災住民の救出救助等について、関係機関・団体に対し必要な要請と連絡調整を行います。

(7) 県の国民保護体制

- a 県は、警報・避難措置の指示等を受けたときは、避難住民の誘導支援体制へ移行することとされています。
- b 住民を他都道府県に避難させる必要があるときは、知事が、避難先地域の知事と避難住民の受入れについてあらかじめ協議するとともに、他都道府県からの情報収集、連絡調整を行うこととされています。

(イ) 消防の国民保護体制

- a 消防局は、警報・避難の指示等を受け、消防庁等と連絡の上、対策規模に応じた職員の招集等を行って所要の国民保護体制を確保し、避難住民の誘導、武力攻撃災害対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとされています。
- b 県内の消防力のみでは、国民保護措置に十分対応できない場合には、消防庁等と連絡し、県外部隊及び装備資機材等の応援を要請するものとします。

(ウ) 警察の国民保護体制

- a 警察は、警報・避難の指示等を受け、警察庁へ報告の上、職員の招集等により所要の体制を確保し、避難住民の誘導、武力攻撃対処など国民保護措置を的確かつ迅速に実施することとされています。
- b 県内の警察力のみでは、国民保護措置に十分対応できない場合には、公安委員会が県外部隊及び装備資機材等の応援を要請することとされています。

(エ) 他市町村との連絡調整

市長（事務局）は、避難住民の誘導を行うに当たり、近隣の市町村、避難経路となる市町村、避難住民の誘導を行う順番が早い市町村と緊密に連絡を行い、情報共有、調整を実施します。特に県外への避難にあたっては、県（危機管理局）を通じて情報収集、連絡調整を行うとともに、避難経路となる市町村、避難先市町村に対する情報提供・収集及び連携に努めます。

(オ) 指定（地方）公共機関との連絡調整（法第 21 条）

- a 指定（地方）公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより避難、救援等国民保護措置を行うものとします。
- b 市（関係各部）は、市内で活動を行う指定（地方）公共機関と緊密に連絡調整を行うとともに、指定（地方）公共機関が避難住民の救援を実施するための①労務、②施設、③設備、④物資の確保等について応援を行います。
- c 市（各部局）は、市内で活動を行う日本赤十字社と連携調整するとともに、必要な支援を行います。
- d 市（事務局、総務部）は、国民保護に関し緊急的に放送事業者による放送を要すると判断した場合、その内容を県に通知し放送の要請を行います。
- e 市（総務部、関係各部）は、避難住民及び緊急物資の運送について、県（地域振興課、商工労働部）に確認し、運送事業者である指定（地方）行政機関と細部を調整する等、円滑な住民及び物資の運送に努めます。また、運送見積に

応じた運送支援について県に要請します。

(ハ) 指定（地方）行政機関との連絡調整

市（各部局）は、市内で避難住民の運送経路の確保などの活動を行う指定（地方）行政機関と、緊密に連絡調整を行います。

(ニ) 自衛隊の国民保護等派遣

a 市長（事務局）は、避難住民の誘導を円滑に実施するため必要があると認める場合で、知事が自衛隊の派遣要請をまだ行っていないときは、知事（危機管理局）に対し、自衛隊の国民保護等派遣について防衛大臣への要請を依頼するとともに受入体制を整備します。

b 市長（事務局）は、通信途絶等により県に要請依頼ができないときは、その旨及び市内の国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を、防衛大臣に通報します。

c 避難住民の誘導に当たっては、あらかじめ自衛隊と協議し、避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を行います。なお、市長（事務局）は、自衛隊の派遣前に避難実施要領を定めた時は、自衛隊鳥取地方協力本部長に通知し、自衛隊との情報共有を図ります。

※ 武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務であるわが国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意します。

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

住民の避難誘導中の補給支援については、食品、飲料水の供給及び医療の提供等を行います。また、県外避難の場合などで移動時間が長時間に及ぶ場合等は、必要に応じ、県、避難経路に当たる市町村等へ応援を要請します。

イ 補給必要量

市（事務局、福祉保健部、産業部、建設部）は、避難の指示の内容、要避難地域・避難先地域の状況等に基づき、避難の間における食品、飲料水、医療の必要量を見積もり、県（危機管理局）に報告します。

ウ 取得

(ア) 市（福祉保健部、産業部、建設部）は、避難住民の誘導に必要な燃料、食品などの補給品の優先取得及び不足や長期的確保の困難等が見込まれる品目の先行的な入手等を県（危機管理局、福祉保健部、生活環境部、農林水産部）に要請します。

県では、粉ミルク、離乳食及びおかゆ等のやわらかい食品（アレルギー対応食品を含む。）など、多様な人に配慮した食品の確保に努めることとされています。

(イ) 市（福祉保健部、産業部、建設部）は、原則として県から補給品を取得し、市内の受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、受入体制を整備します。また、必要に応じて、緊急を要する補給品の直接取得、炊出しへの協力要請などを実施します。

エ 配分

市（福祉保健部、産業部、建設部）は、集合場所、中継場所などに補給品を集積し、避難住民へ配分します。この際、県から直接避難経由市町村又は避難住民への

直接輸送を考慮し、不公平な配分にならないように留意します。

(4) 運送

ア 業務実施の基本的事項

速やかに避難住民を運送できるよう、県との連絡調整、市内の運送手段等の円滑な運用を行います。次いで、県では救援に必要な物資の運送を開始することとなっています。この際、関係機関・団体との密接な連携、避難行動要支援者の避難・救援に特に注意します。

イ 避難経路

(ア) 市（事務局）は、県（危機管理局）から避難経路等の情報を収集します。

(イ) 市（産業部、建設部）は、市内の避難経路について常時情報を把握するとともに、集合施設周辺の道路、避難経路にアクセスする道路の確保に努めます。

ウ 運送業務

(ア) 運送手段

a 運送計画の決定

市（事務局、総務部及び関係各部）は、県（地域振興部、商工労働部、農林水産部、会計管理者）が策定した運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）に関し、住民の避難及び運送について県及び関係機関等と調整を行います。

市（総務部、建設部）は、県運送計画を受けて、市内の各地区、集合施設、各種施設ごとの避難実施計画を策定します。その際、事務局が県と調整した事項との整合を図ります。

b 運送力の確保

市（総務部、産業部）は、原則として県から運送手段を確保し、市内の受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、市内の受入、運用体制を整備します。また、必要に応じ市内の指定地方公共機関以外の運送事業者へ運送を要請します。

c 運送の実施

① 市（事務局、総務部、産業部）は、避難の間において市内の運送の進捗状況を把握し、適宜、県（危機管理局）へ報告するとともに、必要に応じて関係機関・団体との協議、調整を行います。

② 市（事務局、総務部、産業部）は、運送事業者である指定（地方）公共機関が正当な理由がないのに県による運送の求めに応じず、又は十分でないと認めるときは、県（危機管理局）に対しその旨を通知します。

③ 市（産業部）は、市内で活動する運送事業者の運送安全確保について配慮するとともに、武力攻撃の状況その他必要な情報を随時提供します。

(イ) 避難住民の誘導

a 避難実施要領の策定支援要請

市（事務局及び関係各部）は、避難実施要領の策定に当たり必要がある場合は、避難経路、避難手段、避難方法、誘導方法等について、県及び警察に意見を求める等、必要な支援を要請します。

b 住民の避難誘導

① 避難方式

市は、以下により、避難住民を誘導します。（原則事項）

項 目	業 務
避難住民の誘導方法	1 二段階避難方式 原則として、避難に先立ち、地域、事業所等を中心に集合施設で一旦集団を形成し、情報伝達、不在者確認等を行った後、市職員等の誘導により避難所への避難を実施します。 2 直接避難方式 避難の指示、集合施設への集合等を行ういとまがない場合等は、個々に直接避難所への避難を実施します。
避難の順位	1 避難行動要支援者、女性、子ども、病人等の避難を優先し、一般壮年男子はその次とします。 2 複数の地区が避難する場合、武力攻撃（予測）事態の状況等から判断して、より危険性が高いと認められる地区の避難を優先します。 危険性が同程度である場合、避難先地域に近い地区から順次避難を実施します。
携行品等	1 携行品は、必要最小限度にとどめます。 2 ペット等の携行はできません。（盲導犬等を除く）

- ・ 避難方式は、原則として二段階避難方式とします。
- ・ 自治会、自主防災組織等を核に一定の地域、事業所単位に集団を形成し、指定避難所に避難する集団避難方式とし、混乱の防止のため、避難住民が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、避難所に至る前の身近な小公園等を集合施設として選定します。

【集合施設の選定基準】

区 分	内 容
選定基準	集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた公民館、学校のグラウンド、公園、緑地、団地の広場等
選 定 者	市が、各自治会、自主防災組織や境港警察署、西部消防局等関係機関と協力し選定

- ・ 避難住民は、市の職員、消防団員、自主防災組織、自治会、警察官等の誘導により避難所等への避難を行います。
- ・ なお、状況により、避難の指示を行ういとまがない場合や地域の実状や災害の状況により、避難場所への直接避難も行います。
- ・ 住民は、平素から、近隣の集合施設等の状況・位置について確認することが必要です。

c 避難誘導に係る応援の要請

- ① 市（事務局）は、市職員や消防団員のみでは十分な対応が困難であると認める

ときは、境港警察署等に対し以下のとおり避難住民の誘導を要請します。この場合、その旨を知事に通知します。また、要避難地域が広域におよぶ等の場合は、県（危機管理局）に対し、警察・海上保安部・自衛隊等による避難住民の誘導の要請及び要請の調整を求めます。

要 請 先	要 請 内 容
境港警察署長	警察官による避難住民の誘導 スクリーニング（避難住民に不審者等が紛れていないかどうか、避難住民の安全を確認する作業）の実施
境海上保安部長	海上保安官による避難住民の誘導
出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長	自衛官による避難住民の誘導

② 市（事務局）は、警察官等の避難住民の誘導時に境港警察署長等に対し、必要に応じて避難実施状況に関し必要な情報（避難住民の誘導の実施状況、避難住民の誘導の実施に当たって参考となる情報など）の提供を求めます。

③ 市（事務局）は、警察官等の避難住民の誘導時に住民の生命、身体を保護するため緊急の必要があるときは、警察署長等に対し必要な限度内において避難住民の誘導に関する必要な措置（避難住民の誘導及びそれに付随する交通規制、秩序の維持、車両、航空機等による情報収集など）を要請します。（法第64条）

d 県による避難住民の誘導支援（法第63条）

① 県（危機管理局）は、警察官等による避難住民の誘導に係る市からの要請について、必要に応じ調整を行うこととされています。

② 県（危機管理局）は、避難住民の誘導中の市から求めがあったとき、又は、求めを待ついとまがないと認めるときは、警察・海上保安部・自衛隊等による避難住民の誘導の要請することとされています。

③ 市が避難住民の誘導を行うことができない状況にある場合で、住民の生命、身体、財産等の保護を行う必要があるときは、県（危機管理局）が市に変わり避難住民の誘導について、以下のとおり指示、代執行を実施することとされています。

避難住民の誘導	状 況	業 務
指 示	避難住民の誘導が要避難市町村長により行われない場合において、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるとき	市町村長に対し、避難住民の誘導を行うべきことを指示
代執行	指示を行ってもなお避難住民の誘導が要避難市町村長により行われ	市町村長に通知した上で県職員を指揮し、自ら避難住民を誘導

	ないとき	
補 助	市町村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行うとき、又は当該市町村長から要請があったとき	県職員を指示し、市町村の行う避難住民誘導を補助

e 警察による避難住民の誘導

- ① 境港警察署長は、市（事務局）が避難実施要領を定めるに当たり意見を求めた場合或いは助言が必要な場合には、避難の経路、避難の手段、避難の方法、避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導のための関係職員の配置、その他必要な事項について必要な助言を行うこととされています。（法第 61 条第 1 項）
- ② 境港警察署長は、警察官等による避難住民の誘導について、市（事務局及び避難誘導担当課）と協議し、市から通知を受けた避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう、交通規制、先導、同行警備、広報等の必要な措置を実施することとされています。（法第 64 条第 1 項）
- ③ 避難の指示が徹底しない場合は、警察官の措置（警職法第 4 条）により避難を徹底することとされています。

f 住民への、避難住民の誘導に必要な援助に対する協力要請

避難住民を誘導する市職員、消防団員、県職員、警察官、海上保安官又は自衛官等は、避難住民の誘導のため必要があると判断したときは、避難住民及び現場付近にある者に対し、以下のとおり避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請します。この際、協力をする者の安全の確保に十分配慮します。

- ① 市職員等と一体となって避難住民を誘導
- ② 移動中における食品、飲料水等の配給
- ③ 避難行動要支援者の避難の援助

g 避難拒否者等への対応

① 警告、指示

避難住民を誘導する市職員、消防団員、県職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、避難に伴う混雑等避難住民に危険な状態が発生しそうなおそれがあるときは、必要な警告、指示を行います。

② 立入禁止、退去、物件の除去（即時強制）

警告、指示を行う場合、警察官、海上保安官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去、その他必要な措置を講じます。なお、警察官、海上保安官がいない場合は、消防吏員、自衛官がこれらの措置を講じることとされています。

③ 避難拒否者等の説得

避難住民を誘導する市職員、消防団員、県職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、避難の指示に従わず、要避難地域にとどまる者について、それにより危険が生ずる場合には警告等を発するとともに、避難の指示に従うようできる限り説得に努めます。

④ 警察官の措置

警察官は、危険な事態がある場合には、危害を避けるために必要な限度で避難拒否者等を避難させることができます。

(ウ) 避難行動要支援者の避難

a 避難行動要支援者の避難に係る計画の策定

市（福祉保健部）は、県（福祉保健部）が作成する避難行動要支援者の避難に係る計画に基づき、市内の各地区及び高齢者施設、障がい者施設、保育所等の施設に入院、滞在している高齢者、障がい者、乳幼児等を避難させるため、施設の管理者、県（福祉保健部）、関係機関・団体と連絡調整の上、高齢者、障がい者、乳幼児等の避難誘導に係る計画を策定します。

b 避難行動要支援者の避難・誘導

① 運用支援

市（事務局、福祉保健部）は、県（福祉保健部）が行う避難行動要支援者の運送手段の手配（福祉車両等）等についての一元的運用を支援します。

② 在施設避難行動要支援者の避難

市（福祉保健部）は、武力攻撃事態等発生時に高齢者施設、障がい者施設、乳幼児施設等の長が行う入所者の避難・誘導について、速やかに対処できるよう平素から密接に連携します。

③ 在宅避難行動要支援者の避難

市（福祉保健部）は、武力攻撃事態等発生時に消防団、自治会、自主防災組織、民生児童委員等の協力を得て、各地域内の在宅避難行動要支援者を各地区避難施設又は一時集結所へ速やかに避難・誘導できるよう平素から密接に連携します。

④ 避難行動要支援者名簿の作成・配布

市（福祉保健部）は、避難行動要支援者名簿及び個別支援計画を作成し、各組織等が行う支援に必要な名簿等を配布します。

⑤ 避難時の受入態勢

市（福祉保健部）は、避難行動要支援者の受入施設等について、各人の身体状況等に配慮した避難所、福祉避難所への入居及び介助者の確保など、受入態勢を整えます。

⑥ 避難行動要支援者以外の要配慮者

市（福祉保健部）は、避難行動要支援者以外で、避難・誘導時に配慮を要する住民についても、消防団、自治会、自主防災組織、民生児童委員等の協力を得て把握に努めます。また、避難・誘導時における支援については、各人の身体状況等に応じ適切に対処します。

エ 交通規制の実施

警察は、交通規制計画を作成し、下表のとおり交通規制を実施することとされています。

市（事務局、総務部）は、市内の交通規制について確認し住民へ周知するとともに、必要に応じ集合施設周辺などの交通規制について境港警察署長と協議します。

目的	武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるようにするため、車両の道路における通行の禁止又は制限を実施します。
内容	1 避難地域等の把握 警察は、避難が必要な地域、避難先となる地域、避難のための交通手段その他避難の方法等について早期に把握、確認します。 2 交通状況の把握 警察は、道路管理者、関係都道府県警察との情報連絡、パトロール等により主要幹線道路を中心とした交通状況の把握を行います。 3 警察署長の助言 警察署長は、市が定める避難実施要領について、必要な助言をします。 4 交通規制の決定 公安委員会は、避難の指示及び市長が定める避難実施要領を踏まえ、道路管理者と連携し、必要な交通規制路線、区間について決定します。この場合、警察署長は、迂回路、交通規制要員の配置、広報の方法等について決定します。 5 標示の設置等 公安委員会は、交通規制の種別に応じて、規制内容を表示する標識を設置します。また、警察署長は必要により交通検問所を設置します。この場合、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用します。 6 広報、連絡 警察は、県、市町村及び道路管理者と連携し、交通規制路線、区間、迂回路、車両の運転者の義務等について、各種広報手段を活用し、関係機関及び住民に周知します。 7 交通整理 警察は、交通の混乱を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、主要交差点等規制区間の要所等において交通整理を実施します。 8 車両等の移動等の措置 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより国民保護措置の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所に移動する等の措置を命じ、あるいは自ら当該措置を行います。 9 緊急通行車両の確認 公安委員会は、県と連携し、緊急通行車両の確認手続きを行います。 10 交通規制の見直し 公安委員会は、交通規制に当たっては、武力攻撃災害の発生状況、被災地状況等事態の推移に応じ、弾力的に交通規制の見直しを行います。 11 広域的な交通規制 公安委員会は、県、市町村への流入車両等を抑制する必要がある場合には、周辺の隣接県警察等との協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施します。また、必要に応じて広域的な見地から、国家公安委員会、警察庁等と調整を図ります。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

- (ア) 市（福祉保健部）は、市内の医療等の状況を確認の上、県（福祉保健部）、関係機関・団体との連絡調整を強化し、集合施設、中継施設、臨時医療施設等において、避難住民へ医療・助産などを提供します。
- (イ) 市（福祉保健部）は、県（福祉保健部）と連携し、感染症等の予防、警戒を実施するとともに、武力攻撃災害や感染症等が発生した場合には直ちに対処し、被害を最小限に防除、軽減します。この際、高度な治療が必要な場合は、県に通知し指定された医療施設に傷病者を搬送します。

イ 衛生支援組織

- (ア) 市（福祉保健部）は、市内の医療体制及び傷病人の状況を取りまとめ、県（福祉保健部）に通知するとともに、市内の医療機関の対応能力を超えると判断した場合は、臨時医療施設、救護班の派遣を要請します。
- (イ) 市（福祉保健部）は、集合施設、中継施設の管理者等と連携して、避難住民等に対する応急手当を実施するとともに、治療を要する避難住民などについては速やかに臨時医療施設、要避難地域外などへ搬送します。また、集合施設等に臨時医療施設が設置される場合、その場所等を確保します。
- (ウ) 市（福祉保健部）は、傷病人を他市町村へ避難させる場合、避難経路における臨時医療施設の設置、救護班の派遣及び治療について県（福祉保健部）に確認、調整します。

ウ 治療業務

- (ア) 市（福祉保健部）は、県（福祉保健部）の医療等提供計画に基づく医療提供を支援します。
- (イ) 市（福祉保健部）は、市職員、消防団員、自主防災組織、自治会などを通じて随時市内の状況を把握し、県（福祉保健部）に対して、避難の間の医療等の提供を要請するとともに、必要な連絡調整、支援を行います。この際、避難の間に新たに発生した傷病者等に対する医療の提供は、原則として中継施設などに開設された臨時医療施設等における応急処置とし、可能な限り速やかに要避難地域外の医療施設へ搬送します。
- (ウ) 市（事務局、福祉保健部）は、大規模、特殊な武力攻撃災害が発生した場合は、関係機関等と密接に連携して対処するとともに、不足人員（専門家を含む。）、資機材等について速やかに県（危機管理局、福祉保健部）に支援を要請します。

エ 搬送業務

- (ア) 市（福祉保健部）は、県（福祉保健部）の搬送計画に基づく搬送体制（トリアージを含む。）確認するとともに、搬送必要者数など市内の状況を確認し、県に対し、①市内の集合施設、臨時医療施設等への搬送、②要避難地域外への搬送、を要請するとともに、搬送車両等の受入れ等について連絡調整を行います。
- (イ) 市（事務局、福祉保健部）武力攻撃災害等が発生した場合は直ちに県（福祉保健部）、西部消防局、境港警察署に第一報を通報し、迅速な搬送を要請します。
- (ウ) 市（事務局、福祉保健部）は、大規模、特殊な武力攻撃災害が発生した場合は、関係機関等と密接に連携して適切なトリアージ及び特殊車両や航空機等による搬送などの確かつ迅速に対応するとともに、不足人員（専門家を含む。）、資機材

等について速やかに県（危機管理局、福祉保健部）に支援を要請します。

オ 防疫業務

市（福祉保健部）は、集合施設等及び避難の間における感染症の予防に留意し、各種防疫措置に努めます。また避難住民に感染症等が発生した場合には、県（米子保健所）と連携し、患者の隔離、消毒を優先に行い、感染症等の拡大を防止します。

カ 健康管理業務

市（福祉保健部）は、集合施設及び移動中における避難住民の健康状況を把握し、必要に応じて医薬品の提供など、避難住民の健康維持に努めます。この際、県（福祉保健部）及び避難先市町村に対し、必要な人員、資機材等の支援を要請します。

(6) 施設

ア 業務実施の基本的事項

市（福祉保健部、建設部）は、避難の指示を受けたときは速やかに、集合施設、中継施設など避難住民に必要な施設を開設し、又は用地を確保します。また、避難先地域における市役所仮庁舎、必要に応じ現地対策本部、現地調整所等の公共施設を設置します。

イ 避難所等の開設

市（福祉保健部、建設部）は、避難施設、中継施設等の管理者と連絡し、以下のとおり施設を開設します。

項 目	業 務
施設の開設と割振りの決定	・市では、県と連携して、避難先市町村への避難住民数に応じ、使用する避難所及びその割振りを決定します。
職員等の割振りの決定	・市では、県と連携して、各避難施設を担当する県・市職員、消防団員等について割振りを決定します。 ・当該職員等は、各避難所の受入、運営事務を行います。
資機材の準備	・市では、県と連携して、通信機器、台帳類等を整備します。
物資とルートの確保	・照明機器、冷暖房機器、食品、飲料水、被服、寝具、トイレ、入浴施設、間仕切り、電話等の物資とその供給ルートを確保します。
警備の依頼	・必要に応じ、警察等に避難施設等の警備を依頼します。
避難施設周辺への広報	・防災行政無線、広報車、自治会等により、避難施設周辺住民へ、避難住民が避難する旨を広報します。
消防、警察等への連絡	・避難所の開設状況について、消防、警察等に連絡します。

ウ 市（事務局、各部局）は、必要に応じ地区公民館等に現地対策本部、現地調整所等を設置し、また、可能であれば避難先地域に先遣隊を派遣して、県、避難先市町村等と連携を取りながら、避難先における市役所仮庁舎を開設します。

(7) 人に関すること

ア 職員の確保

(ア) 職員の配置

市長（総務部）は、対策本部要員、避難住民の誘導、避難行動要支援者の避難支援、避難住民の運送用車両の受入れ等に必要な市職員、消防団員を人員調整し配置します。また、配置した市職員、消防団員からの情報、避難住民の誘導の進捗状況等に基づき、必要に応じ職員の配置変更を行います。

(イ) 職員の派遣要請、あっせん要請

市長（総務部）は、必要な場合、速やかに職員の派遣要請、あっせん要請を行います。

a 派遣要請が必要な職員の職種、人数等を把握します。

b 県（総務部）と連絡調整を行い、職員の派遣を要請します。

c 指定（地方）行政機関、特定指定公共機関に対する職員派遣要請は、県を経由して行います。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合は、直接要請します。

d 必要な場合速やかに県に職員派遣のあっせんを求めます。

(ウ) 職員の安全管理

市長（総務部）は、引き続き関係各部局に対し、避難住民の誘導等に従事する市職員、消防団員などの安全確保に配慮するよう指示を行います。

イ 被災者の搜索、救出

(ア) 市（事務局）は、消防団、自主防災組織及び境港警察署、西部消防局、県（危機管理局）に対し第一報、被災情報などを速やかに提供します。

(イ) 警察は、消防ほか関係機関・団体と連絡調整の上、直ちに情報を収集し、被災者の搜索、救出を行うこととされています。その際市は、必要な連絡調整、支援を行います。また、消防団は、西部消防局の所轄により被災者の搜索、救出を行います。

ウ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

市長（市民生活部）は、避難段階において死者が発生したときは、避難を優先しつつ、県（生活環境部）及び関係機関・団体と連携し要避難地域外への遺体を搬送した後、速やかに火葬、埋葬を行います。

エ 動物の保護等

ペット等の飼養されていた家庭動物の保護については、国のガイドライン等を踏まえて対応します。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

避難準備段階に準じて武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

イ 武力攻撃災害対処

(ア) 武力攻撃災害への対処

避難中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに別紙第3「緊急避難段階の計画」の「2 構想」の「(2) 実施要領」の「ウ 武力攻撃災害への対処」に準じて対処します。

(イ) 緊急通報と退避の指示

a 緊急通報

避難中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに「第2章 国民保護措置の概要」の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(イ) 緊急通報の発令」に準じて緊急通報を発令します。

b 退避の指示

避難中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに「第2章 国民保護措置の概要」の「2 実施要領」の「(4) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化」の「イ 武力攻撃災害対処」の「(ウ) 退避の指示」に準じて退避を指示します。

(ウ) 緊急消防援助隊、県内消防応援隊の派遣要請に関する助言

避難中（要避難地域外）に武力攻撃災害が発生した場合、速やかに県に通報するとともに、緊急消防援助隊、県内消防応援隊の派遣の必要性等について助言します。

(9) 国民生活の安定に関する措置

ア ライフライン等の確保

(ア) 市（建設部）は、市が管理するライフラインについて警戒、情報収集を強化し、確実な確保に努めます。

(イ) 市（各部局）は、市内の電気、ガス、水道、通信等のライフラインについて、県（危機管理局、総務部、生活環境部、県土整備部、企業局）、中国電力米子営業所、県LPガス協会、米子市水道局、NTT西日本鳥取支店などのライフライン事業者等と連絡調整を行い可能な限り確保を図ります。この際、住民の避難に必要なライフラインを最優先で確保します。

イ 防犯等

(ア) 警報、避難の指示等により住民の間に不安感、緊張感が高まることが予想されることから、市（事務局）は、「第2章 国民保護措置の概要」の「2 実施要領」の「(5) 国民生活の安定に関する措置等の概要」の「ウ 混乱の防止」により、パトロールの強化等、警戒を強化します。

(イ) 警察は、要避難地域の混乱あるいは無人化地域に伴う窃盗事案等の発生、避難所あるいは救援物資の集積所等における紛争事案の発生等に備え、パトロールの強化、避難所等の巡回等による警戒措置を行うこととされています。市（各部局）は、避難所等の状況等について、境港警察署へ情報を提供し、必要に応じ要請等を行います。

ウ 住民への周知

市（総務部）は、県（元気づくり総本部）等と連携して、各機関が実施する国民生活安定措置について、要避難地域住民及び避難先地域住民に広報を行い、適切な対応を呼びかけます。

(10) 広報、広聴活動

ア 広報の強化

(ア) 市広報の実施

住民の安全かつ円滑な避難のため、市（総務部）は、住民に対する正確かつ迅速な広報を実施します。

区分	内 容
広報 項目	- 武力攻撃事態の状況、国・県・自治体の対応、今後の予測 - 冷静な避難の呼びかけ - 集合施設への集合（地域ごとの集合場所・集合時間） - 住民の避難や被災者の救援・援助及び消火活動 - 負傷者の搬送又は被災者の救助の援助 - 住民からの有事に係る重要な情報の市（事務局）への通報依頼 - 手荷物の制限 - テレビ、ラジオ、防災行政無線等による積極的な情報入手 - その他 - 交通の規制 - 犯罪の予防 - 児童生徒等の避難 - 交通機関の運行状況の把握 - 火元・危険物の管理や他の安全対策等 ※ 住民が安心して避難できるよう、以下の項目について自治会、自主防災組織等を通じて適時適切に広報します。 - 避難中、避難先での食品、飲料水、生活必需品などは市、県などで用意 - 避難の計画（避難先地域、避難手段・経路など） - 救援の計画（避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質など）
広報 手段	サイレン、防災行政無線、防災行政無線情報メール、広報車、ホームページ、災害対応型自動販売機、消防団、自治会、自主防災組織、臨時市報、回覧など
注意 事項	- 広報項目については、県対策本部（広報センター）などと十分連絡調整を行います。 - 情報の趣旨について、住民の誤解や不安を招くことがないように、十分に注意します。 - 混乱の発生・拡大を防止するため、県及び市は、随時、必要な対応及び住民への広報、通報を行うものとします。

(イ) 関係機関への要請

市長（総務部）は、避難住民の誘導に当たり広報が必要な項目について、以下のとおり関係機関に対し広報に対する協力を要請します。

依頼先	広報内容	広報媒体
県	1 警報、避難の指示の概要	トリピーメール、インターネット

	2 防災行政無線等に注意し、集合施設に集合すること	等
公共交通機関	3 携行品は最小限とすること	車内放送、構内放送 等
放送事業者、報道機関	4 戸締り、火の元などに注意すること	T V、ラジオ、号外 等
観光施設・大規模集客施設等		場内放送 等

(ウ) 障がい者、外国人等への広報

市は、障がい者、外国人その他広報に配慮が必要な住民に対して、以下のとおり広報を実施します。

a 障がい者

市（福祉保健部）は、視覚、聴覚などに障がいをもつ者への広報について、県（福祉保健部）、障がい者団体等と広報内容、広報手段などを連絡調整の上、消防団、自治会、民生委員などの協力を得て実施します。

b 外国人

市（産業部）は、外国人への広報について、県（文化観光局）、国際交流団体等と広報内容、広報手段などを連絡調整の上、消防団、自治会などの協力を得て実施します。

イ 報道機関への情報提供

市長（総務部）は、資料提供等により正確かつ迅速に報道機関へ情報を提供するとともに、必要に応じて広報への協力を要請します。

ウ 広聴

市長（総務部）は、市役所等に設置した相談窓口で情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、要望に対応するとともに、相談内容に応じ関係機関・団体に必要な協力を要請します。特に、避難・救援に関する相談及び安否・被災情報を重視します。

5 その他

(1) 応急教育

ア 教育施設の避難

(ア) 市（教委事務局）は、市立学校など教育施設に対し、警報、避難の指示等を伝達します。

この際、県教育委員会は、市教育委員会を支援することとされています。

(イ) 市立学校長は、避難の指示を受けたとき、また、必要と認めるときは市（教育委員会）と協議し、児童生徒の下校又は避難を実施します。

イ 武力攻撃災害への対処

(ア) 市立学校長は、被災の有無や規模、児童生徒等、職員及び施設、設備の被害状況を速やかに把握し、市（教委事務局）に連絡します。

(イ) 武力攻撃災害が発生した場合は、児童生徒等、教職員の安全を最優先とし、直ちに西部消防局、境港警察署など関係機関・団体へ連絡するとともに、避難（屋

内退避を含む。）、初期消火、救出救助、下校等を実施します。

ウ 児童の保護

市（教委事務局）は、児童生徒の安全と避難を保障し、児童生徒の教育を最大限可能な限り継続するよう努めます。

(2) 応急保育

市（福祉保健部）は、「(1) 応急教育」に準じて保育所の避難等を実施します。

(3) 文化財の保護

市（教委事務局）は、市指定文化財について可能であれば避難先地域への所在場所の変更又は管理方法の変更を実施し、所有者等を支援するとともに必要な場合は措置を講ずべきことを命じ、又は勧告します。また、県（教育委員会）等が実施する国、県指定文化財の所在場所の変更などの保護措置を支援します。